

安全運転指導資料（運転記録証明）取得実施要領

令和6年3月26日制定

公益社団法人広島県トラック協会

1. 目的

交通事故防止の徹底を期すため、定期的に運転記録証明書（以下「証明書」という。）を取り寄せ、当該運転記録をもとに、事故や違反の実態を把握して、従業員の個別指導を徹底する。

2. 対象

会員事業者の従業員

3. 交付の手続

- （1）証明書の交付を希望する会員事業者は別紙様式1「会員証明書」の交付を所属する支部に申請する。
- （2）支部は、予算配分枠の範囲内で先着順に会員証明書を交付する。ただし、交付請求枚数（人員）は、当該年度4月1日現在の会員事業者の保有車両台数（会費を納入している車両台数。）の1.2倍以内（端数切上げ）とする。
- （3）会員事業者は、自動車安全運転センター（以下「センター」という。）の証明書交付申請時に、申請書に前号の会員証明書を添付し、証明書の交付を受けるものとする。
- （4）公益社団法人広島県トラック協会は、センターが交付した証明書の発行手数料を半期毎に、センターの請求に基づき支払うものとする。

4. 実施時期

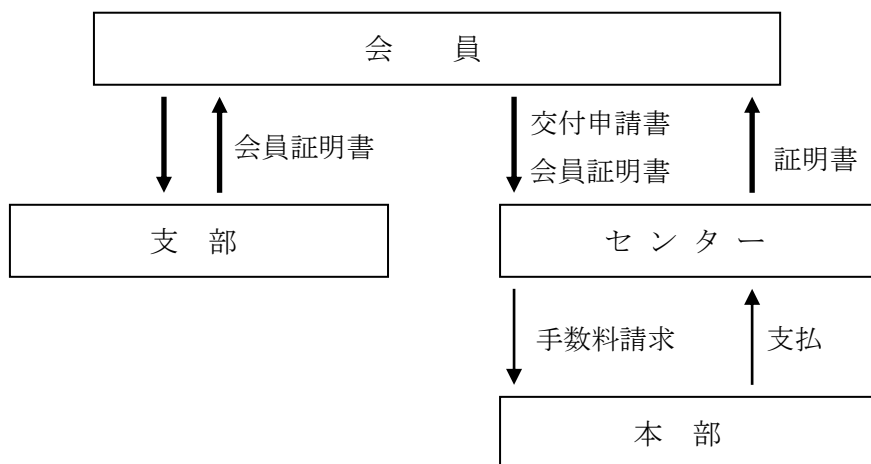
令和6年4月1日から令和7年3月6日までの間とする。ただし、申請件数が予算額に達した場合は、その時点までとする。

5. その他

証明書の交付の請求にあたっては、対象となる従業員のプライバシーの問題があるため、本人の承諾を求めるなど十分な配慮をすること。

また、会員が直接センターへの払込をした場合は助成できません。

運転記録証明交付の手続



会 員 証 明 書

(令和6年度)

次の者は、公益社団法人広島県トラック協会会員であることを証明しますので、運転記録証明書を交付してください。

令和 年 月 日

公益社団法人広島県トラック協会 支部

会員事業者名
(名 称)
(所 在 地)

〔証明書の交付申請数等〕

所 要 額	=	1 件当り手数料	×	交付請求枚数 (人員)
<input type="text"/>		@ 6 7 0		<input type="text"/>

(注)

- 1 当会員証明書は、自動車安全運転センター広島県事務所へ運転記録証明書の交付を申請する時に添付して提出してください。
- 2 当会員証明書を利用できる期限は、令和7年3月6日までです。
それ以降は無効とします。(但し、予算額に達した場合は打ち切りとなります。)
- 3 運転記録証明書の交付手数料は会員に代わり、後日、本協会が一括支払いますので、自動車安全運転センター広島県事務所への払込はしないでください。